第３次甲府市子どもの読書活動推進計画

平成３１年３月

甲 府 市 教 育 委 員 会

目　　次

「第３次甲府市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたって..... １

１　はじめに..... ２

(1)「甲府市子どもの読書活動推進計画」策定までの背景..... ２

２　第２次推進計画期間における取り組みと成果及び課題..... ３

(1)　第２次推進計画期間における取り組みと成果..... ３

(2) 第２次推進計画期間における課題..... １１

３「第３次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本方針..... １３

(1)　基本的な考え方..... １３

(2)　実施目標..... １４

(3)　計画の期間..... １５

(4)　計画の検証と修正..... １５

４　子どもの読書活動推進のための具体的方策..... １６

(1)「家庭」における子どもの読書活動の推進..... １６

(2)「地域」における子どもの読書活動の推進..... １８

(3)「学校等」における子どもの読書活動の推進..... ２０

(4)市立図書館における子どもの読書活動の推進..... ２２

用語解説..... ２５

第３次甲府市子どもの読書活動推進計画－施策の体系..... ２７

参　考　資　料..... ２８

「第３次甲府市子どもの読書活動推進計画」の策定にあたって

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第２条）です。

そして「一冊の本との出会いが、その人の人生を変えることがあります。」

読書は、新しい知識や情報を与えてくれるだけでなく、未知の世界やものごとに対する想像力をかきたて、新鮮な感動を呼び起こしてくれます。

また、読書は、人間が人間らしく、より生き生きと生きていくための力を育ててくれる、大切な手段のひとつでもあります。

読書により、子どもは広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

甲府市では、このような理念にのっとり、「第３次甲府市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

この計画は、国の第四次「子供の読書活動に関する基本的な計画」、県の「第３次山梨県子ども読書活動推進実施計画」を基本としつつ、本市「第２次甲府市子どもの読書活動推進計画」の取り組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校等において、子どもたちの読書環境の充実のための施策を展開するものであります。

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしています。これらの情報やメディアの普及に合わせ、子どもたちの興味や関心も多様化し、生活習慣も変化してきています。

このような状況の下、家庭、地域、学校等が子どもたちと読書とを結び付け、読書を通じて豊かな心と生きる力を育むことを願って、子どもの読書活動を推進してまいります。

本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました子どもの読書活動推進計画策定委員並びに関係各位に心よりお礼を申し上げます。

平成３１年３月

甲府市教育委員会
教育長　小　林　　仁

１　はじめに

(1)「甲府市子どもの読書活動推進計画」策定までの背景

平成１３年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年法律第１５４号。以下「推進法」という。）が成立し、推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする」とともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本的な計画」という。）を策定、公表すること、４月２３日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としました。

これにより、国は平成１４年８月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭・地域・学校等の連携・協力を重視した施策に取り組み、その後、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応し、本年４月の第四次基本計画まで改訂を重ねています。

また、県もこれに伴って、平成１７年３月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画（第１次)」を策定し、平成２９年３月の第３次実施計画策定まで、取り組みを進めています。

こうした国・県の動向を注視する中で、本市では、平成２０年１２月に「甲府市子どもの読書活動推進計画」を、平成２６年３月に「第２次甲府市子どもの読書活動推進計画」を、（以下、「第２次推進計画」という。）を策定しました。

この第２次推進計画は、本市における子どもの読書活動に関する環境整備を推進するため、次の３つの目標を掲げ、５つの体系から取り組み、平成２６年度から平成３０年度までのおおむね５年間の方向性を示すものでした。

【目　標】
①家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進
②子どもの読書活動を支える環境を整備
③子どもの読書活動に関する意義の普及

【体　系】
○家庭における子どもの読書活動の推進
○地域における子どもの読書活動の推進
○幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進
○学校における子どもの読書活動の推進
○市立図書館における子どもの読書活動の推進

２　第２次推進計画期間における取り組みと成果及び課題

第２次推進計画は、本市における子どもの読書環境の整備を図るため、家庭、地域、学校、図書館などの担うべき役割を示し、５年間の計画期間で取り組んでまいりました。

今回の改定は、第２次推進計画期間における取り組み成果から明らかになった新たな課題を整理し、平成３５年度までのおおむね５年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示すものです。今後、この基本計画に従い、具体的取り組みを進めていくなかで、毎年度ごと関係機関等と協議し、成果と課題を分析していくことで、情勢に対応した効果的な取り組みを進めていくことが求められています。

(1)　第２次推進計画期間における取り組みと成果

第２次推進計画期間においては、“家庭、地域、学校等との協働による読書活動の推進”、“子どもの読書活動を支える環境を整備”、“子どもの読書活動に関する意義の普及”という３つの目標を掲げ、これに関わる５つの体系から具体的な取り組みを進めてまいりました。その取り組み状況と成果を体系ごとにまとめました。

【体系１】　家庭における子どもの読書活動の推進

【取り組み】

保護者への普及・啓発活動

- 保護者への普及・啓発活動の一環として、第１次推進計画から始まったブックスタート事業が子どもの読書習慣に結びついていくよう、図書館や公共施設における、司書或いは職員による読み聞かせや、ボランティア団体等と連携して子どもと保護者が共に参加し、体験を共有する読み聞かせ講座を開催しました。

上手な本の使い方などの役立つ情報を提供

- 年齢に合わせた本の活用方法から選書まで、家庭における子どもの読書活動に役立つ情報やそれに関する情報をホームページやフェイスブックを通じて積極的に提供しました。

推薦図書のリストなど、本の情報を提供

- 子どもの発達段階に応じたブックリストや読書案内を整備し、また、県内司書が選んだ「こどもにすすめたい本」の情報提供等、保護者が主体的に本を選べるように支援しました。

ブックスタート事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 2 月末現在
配布冊数	1,453	1,531	1,516	1,441	1,275
増減	―	(78)	(▲15)	(▲75)	

読み聞かせ

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
三歳児健診読み聞かせ (甲府市保健センター)	実施回数	36 回	36 回	36 回	36 回	12 回
ﾊﾟﾊﾟﾏﾏｸﾗｽ読み聞かせ (甲府市保健センター)	実施回数	６回	６回	６回	６回	３回
乳幼児対象読み聞かせ (まちなか健やかｻﾛﾝ)	実施回数	12 回	12 回	４回	８回	５回

団体貸出

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
保健センター	６回	６回	６回	６回	３回
まちなか健やかサロン	６回	６回	―	―	―

【成果】

ブックスタート事業を端緒として、まずは親が意識を高め、その後、子どもが自発的に読書習慣を身につけるような、スムーズな支援の流れに務めました。殊に、発達段階に応じた読み聞かせや手遊びなどを対象年齢別に行う取り組みに意を注ぎました。

【体系２】　地域における子どもの読書活動の推進

【取り組み】

公民館図書室の整備と活用

- 本館の蔵書を身近な公民館で手に取ることができるよう、リニューアルに合わせて中道公民館図書室とのネットワーク整備を行いました。また、西・北公民館については定期的な司書の派遣を行い、子どもに読ませたい本の選書や「おはなし会」を開催するなど、地域の子どもの読書活動の支援を行いました。

読み聞かせボランティアとの協働

- 地域における子どもの読書活動推進の拠点となる公民館、児童館、幼児教育センター、保健センターでの、ボランティアによる「読み聞かせ」や「おはなし会」を開催し、子どもが本に親しむ機会を提供しました。
- 地域での読み聞かせ等を行って頂くボランティアの技術向上を図るため、ボランティア向けの研修会も実施しました。

読み聞かせ・おはなし会

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
読み聞かせの会 （幼児教育センター）	北部	48 回	48 回	48 回	48 回	18 回
	中央部	48 回	48 回	48 回	48 回	18 回
	中道	24 回	24 回	24 回	24 回	６回
どきどきタイム	北部	12 回	12 回	12 回	12 回	６回
にこにこタイム	中央部	12 回	12 回	12 回	12 回	６回
わくわくタイム	中道	12 回	12 回	12 回	12 回	６回

団体貸出

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
放課後児童クラブ	６回	６回	６回	６回	―
〃（なでしこ号）	24 回	24 回	24 回	23 回	―

研修会開催

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ対象	29 人	39 人	20 人	27 人	22 人

【成果】

公民館リニューアルに伴い、中道地区に読書活動の拠点となる公民館図書室を新たに開設し、地域の子どもの読書活動の支援体制を整えました。

公民館、児童館、放課後児童クラブなど、地域に根ざした身近な公共施設における「読み聞かせ」や「おはなし会」をボランティア団体との協働により実施し、また、放課後児童クラブへの団体貸出も受けることで、地域での子どもの読書活動に寄与しました。

【体系３】　幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

【取り組み】

本に親しむ機会の充実

- 乳幼児の発達段階や子どもの状況に応じて、子どもたちが身近に絵本に触れ合う機会が増えるような環境整備として、「子どもにすすめたい本」、「よい絵本」、「司書のおすすめ本」などを選書するとともに、幼稚園教諭や保育士の読み聞かせ能力の向上に努めました。また、保護者が子どもの読書について学ぶ機会となる、読み聞かせ会を開催しました。

市立図書館との連携

- 私立幼稚園などへの団体貸出と「なでしこ号」の運行により、子どもが関心を持てる本を身近に手に取れるよう配慮しました。また、幼稚園や保育園の課外活動として来館した子どもたちに読み聞かせや手遊びなどを行い、図書館に親しみ、身近に感じてもらえるような活動を行いました。

朝の読み聞かせ

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
中央	月２回	月２回	月２回	月２回	月２回
甲運第一	随時	随時	随時	随時	随時
北新・玉諸・中道	早出保育	早出保育	早出保育	早出保育	早出保育

園便り・クラス便り

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
中央	12 回	12 回	12 回	12 回	３回
北新・甲運第一・玉諸	12 回	12 回	12 回	12 回	６回
中道	６回	６回	６回	６回	３回

親子ふれあい参観

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
中央・北新・玉諸・中道	２回	２回	２回	２回	１回
甲運第一	１回	１回	１回	１回	１回

市立図書館訪問

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
中央保育所	３回	３回	３回	３回	２回
私立幼稚園	８回	５回	５回	７回	４回

【成果】

乳幼児期に読書の楽しさを体感できるよう、身近に絵本に触れあう機会の創出ができました。対象となる子どもだけではなく、保護者や保育士、幼稚園教諭への子どもの読書推進の啓発に努めました。

【体系４】　学校における子どもの読書活動の推進

【取り組み】

教育課程に寄与するための図書館づくり

- 児童生徒の調べ学習や修学旅行時の資料収集など、図書館を通じての学習支援体制を整え、また、展示の工夫や図書館だよりの発行、読書週間への取り組みなど、魅力的な図書館（室）づくりに務めました。

司書教諭及び学校司書の専門性の向上

- 図書館司書と司書教諭及び学校司書との合同研修会の開催や情報交換を行い、職員の専門性を高めるとともに、指導力の向上を図りました。

学校図書館相互の連携及び市立図書館との連携

- 学校間の相互貸借をはじめ、図書館と学校のネットワークを有効活用して児童・生徒のリクエストに応えたほか、司書のお薦め本の貸出や図書館の見学会、職場体験など、学校と市立図書館との連携による、幅広い読書の機会の提供と支援を行いました。

学校と市立図書館の連携

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 上半期
お薦め本貸出	24 校 2,098 冊	24 校 3,039 冊	25 校 2,540 冊	14 校 1,655 冊	13 校 1,691 冊
合同研修会	１回	１回	１回	１回	１回

学校図書館の取り組み

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校					
魅力ある図書館づくり	学習支援	←	←	←	←
（教育課程への寄与）	館内展示充実	←	←	←	←
	ブックリストづくり	←	←	←	←
	読書週間等行事	←	←	←	←
	図書館だより・保護者貸出	←	←	←	←
		ﾌﾞｯｸﾌﾚﾝﾄﾞ	←	←	←
		ﾌﾞｯｸﾄｰｸ・ｱﾆﾏｼｵﾝ	←	←	←
職員の専門性向上	図書館大会等研修参加	←	←	←	←
			実務ﾏﾆｭｱﾙ作成・配布		
				読書指導法紹介	
					選書研究
他館との相互連携	相互貸借	←	←	←	←
	お薦め本受け入れ	←	←	←	←
			合同研修	←	←
中学校					
魅力ある図書館づくり	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ研究	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ実演			
（教育課程への寄与）		使えるグッズ作成			
	職場体験	←	←	←	←
		選書基準検討	教科関連の選書		
		読書ﾂｲｰﾄ検討	読書の質向上策		
				蔵書構成見直し	
				おすすめ本紹介	
					利用促進手立て

【成果】

さまざまな方策による図書館利用と読書活動の啓発・支援により、読書機会の拡充や子どもの読書量に一定の前進が見られました。また、図書館司書と学校司書・司書教諭との連携で子どもの読書環境の整備に寄与しました。

【体系５】　市立図書館における子どもの読書活動の推進

【取り組み】

図書資料の整備・充実

- 多様な市民ニーズや地域の実情を把握するため定期的なアンケートを行い、また、カウンターやインターネットでのリクエストにも応える中で、計画的な図書資料の整備を行いました。また、子どもの発達段階に応じて適切な図書資料を選べるよう、おすすめ本のリストを充実させるなど、きめこまかなサービスに努めました。

司書の専門性の向上

- 子どもの読書活動にかかわる熟練した司書の育成に向け、山梨県公共図書館協会主催の定期的な研修に参加するとともに、同協会による専門的な研修にも中堅司書を派遣し、子どもの自主的な読書活動や、市民の自発的な調査研究の支援ができる司書の教育に務めました。

移動図書館「なでしこ号」の活用

- 図書館から遠い地域に住む子どもやその保護者に読書の機会を提供するため、積載する本の半分を児童・生徒向けとし、放課後児童クラブへも巡回しており、きめ細かな図書館サービスに努めています。

情報発信基地としての取り組みとイベントの開催

- 甲府市及び当館ホームページを通じた情報提供に加え、フェイスブックを活用して、若い世代への情報発信にも注力しました。また、春には図書館まつり、冬はクリスマス会を開催しています。

児童・生徒の職場体験などの受け入れ

- 中高生の職場体験での読み聞かせを通じ、読み手として読書の楽しさを伝える経験ができる機会を設けました。また、小学生の一日司書体験などを企画し、本に接する楽しさを感じる機会の提供も行いました。

ボランティアとの協働

- 「読み聞かせ」「おはなし会」「折り紙教室」など、ボランティア団体による多角的な活動を通じ、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣に結びつくような、子どもの読書活動の支援に努めました。

家庭との協働による取り組みと支援

- ブックスタート事業により保護者が絵本を通して子どもと向き合うきっかけを作り、発達段階に合わせた「ちびちびひろば」や「２歳からの絵本クラブ」など、保護者も一緒に学ぶ機会を設け、家庭における子どもの読書習慣の定着を支援しました。

地域との協働による取り組みと支援

- 公民館リニューアルに伴い、中道地区に読書活動の拠点となる公民館図書室を新たに開設し、地域の子どもの読書活動の支援体制を整えました。
- 公民館、児童館、放課後児童クラブなど、地域に根ざした身近な公共施設における「読み聞かせ」や「おはなし会」を、ボランティア団体との協働により実施し、地域での子どもの読書活動に寄与しました。
- 北･西の公民館については図書室への司書の定期的な派遣を行いました。

幼稚園・保育所等との協働による取り組みと支援

- 幼稚園･保育所への団体貸出や、なでしこ号による「出張おはなしキャラバン」、幼稚園・保育所の課外活動（図書館見学）の受け入れなどに加え、子どもの読書活動の資料、推薦図書のリスト作成、保護者への情報提供を行い、幼稚園・保育所、地域ボランティア、図書館との連携による身近な環境での読書活動の支援に努めました。

学校図書館との協働による取り組みと支援

- 図書館とのネットワークを活用した貸出や、調べ学習などに活用できる司書のお薦め本の貸し出し、そして、司書教諭或いは学校司書との情報交換も兼ねた合同研修会の開催などを行いました。

取り組み内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 2月末現在
甲府市ブックスタート事業	配布冊数	1,453	1,531	1,516	1,441	1,275
読み聞かせ	実施回数	93	93	90	87	81
	参加人数	1,141	1,358	1,312	1,031	979
おはなしの会	実施回数	24	24	23	23	21
	参加人数	266	317	286	250	235
内田パパ	実施回数	12	12	12	12	11
	参加人数	161	108	129	98	103
ちびちびひろば	実施回数	24	24	24	24	22
	参加人数	730	505	769	614	583
おはなしキャラバン	実施回数	30	24	26	14	8
	参加人数	738	897	1,071	469	337
図書館見学の受入	受入団体数	17	16	12	15	15
	受入人数	458	311	446	420	369
私立幼稚園団体貸出	貸出先数	2	2	2	2	2
	貸出冊数	152	139	191	167	131

取り組み内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 2月末現在
市立甲府病院内保育所団体貸出	貸出冊数	120	161	200	105	120
２さいからの絵本クラブ	開催回数	4	4	4	4	4
	参加人数	92	72	81	107	88
おはなしひろば	実施回数	2	1	1	1	1
	参加人数	61	59	67	32	39
図書館・学校司書合同研修	開催回数	1	1	1	1	1
	参加人数	45	51	51	47	54
読み聞かせボランティア講座	開催回数	3	1	1	―	2
	参加人数	52	33	38	―	20
ちびっこ図書館まつり	参加人数	158	200	552	446	450
クリスマスおたのしみ会	参加人数	500	254	724	285	306

【成果】

第２次計画に掲げた大きな３つの目標と、それらを具現化する５つの体系に沿った各種事業を、限られた人的･物的資源で、それぞれの分野において実施するなかで一定の効果を上げました。

殊に、ボランティアとの協働による“読み聞かせ”や“おはなし会”が定期的に開催できていることは、子どもの読書活動推進を支える屋台骨的な事業となっており、図書館以外の場所でも開催することが意義深いものとなっています。

（2）第２次推進計画期間における課題

第２次推進計画期間における取り組みと成果から、次のような課題が明らかになりました。

【家庭における読書活動の推進】

- ✓ ブックスタート事業は、文字通り子どもの読書の“スタート”地点であり、そこからの親子の取り組みが大切であることを理解して頂くことが重要です。ブックスタートをきっかけとして、更に多くの親子が読み聞かせなどに参加してくれるような、取り組みが求められます。
- ✓ 妊娠期に実施する「パパママクラス」での読み聞かせは、時間的制約や即時性の点から、働きかけの時期（産後の方が良いのか）を検討する必要があり、事業とその対象とのニーズをマッチさせる難しさがありました。

【地域における読書活動の推進】

- ✓ 放課後児童クラブへの団体貸出の要望は多いのですが、本の入れ替え作業などに割ける人員が確保できず、実施数の拡大が図れませんでした。また、絵本の読み聞かせを行ってもらうボランティアの確保と職員による読み聞かせに使う大型絵本の確保が難しくなっており、需要のある事業に対し、人的・物的手当てが追いついていない部分が明らかになりました。

【幼稚園・保育所における読書活動の推進】

- ✓ 保育年齢に基づくカリキュラムの違いにより、読み聞かせに割ける時間にバラつきがあります。また、紹介したお薦め本が、保護者の方にどの程度関心を持ってもらえたかリサーチすることができませんでした。
- ✓ 幼稚園・保育所それぞれの事情により取り組みに差異が見られるので、双方の良い点を取り入れて、各事業へのより効果的な取り組みを行う必要があります。

【学校における読書活動の推進】

- ✓ 学校独自の取り組みを進めている部分では、成果に差異がみられるため、学校相互の連携を深め、司書教諭･学校司書が協力して幅広い読書の機会の提供に努める必要があります。
- ✓ 調べ学習などに通じる図書館利用教育（指導）の重要性を再認識し、小･中･高･大と続く学習や調査がより高度かつ効率的に行えるような指導も視野に入れた、図書館と教科との連携も模索する必要があります。

【市立図書館における読書活動の推進】

- ✓ 図書資料の充実を図るため、幅広い層からのアンケートを行うなど、多角的な視点からの選書が求められています。
- ✓ 司書の専門性を高めるため、日本図書館協会主催の関東、或いは全国レベルの研修会にも参加し、より広い視野を持った司書の育成が望まれます。
- ✓ 小中学生の職場体験など、図書館サービスを知ってもらうような定期的な取り組みが実施できていなかったため、何らかの工夫が必要になります。
- ✓ ＹＡ（ヤングアダルト）サービスと呼ばれる 10 代の中高生世代への取り組みが、新刊の展示など資料の提供に留まり、十分に行えていなかったと思われます。
- ✓ 学校図書館、或いは学校司書との連携という点で、市立図書館をもっと効率的・効果的に活用してもらうための、レファレンスサービスや利用者指導に取り組めていれば良かったと思われます。

３「第３次甲府市子どもの読書活動推進計画」の基本方針

(1)　基本的な考え方

ア　“子どもの読書活動”を取り巻く課題

現代は、生産年齢人口の減少、経済のグローバル化や様々な技術革新の進展により、社会構造や雇用環境が急速に変化し、将来の予測が難しい時代になっています。その為、子どもたちは、様々な変化に向き合い、他者と協働して問題を解決したり、氾濫する情報を見極めて新たな価値につなげたり、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようになることが求められています。[1]

一方で、情報通信技術の進展やインフラの充実に伴う、スマートフォンの普及やＳＮＳ等のコミュニケーションツールの多様化などにより、子どもを取り巻く情報環境も大きく変化を見せており、現代の子どもは、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えながら読み解くことが苦手になっているとの指摘があります。[1]

また、平成 29 年度に行われた「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び㈱毎日新聞社）によれば、１か月の間に１冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）が、小学生５．６％、中学生１５．０％、高校生５０．４％であり、学齢が進むに従って不読率が上がるという現状があります。

甲府市においても、全国学力・学習状況調査「甲府市における調査結果のポイント」の中で、“目的に応じて文章を読み、内容を整理して書く”ことに課題を見出したように、読み取った情報の中から必要なものを見極め、自分の考えを整理して表現するという、新学習指導要領が重視するところの「学習の基盤となる言語能力」を育むことに資するものとして、読書活動の重要性は益々高まっていると言えます。

また、内閣府は平成 29 年度版「子供・若者白書」の特集で、若者にとっての「居場所」と人との「つながり」についての意識調査の結果から、「居場所」と「つながり」を持たない、言わば“孤立した若者”は、生活の充実感や前向きな将来展望が持つことができず、そうした若者は総じて暮らし向きの認識が良くないと感じている層に多いとしており、彼らを孤立から守り成長を支援するため、家庭や学校のほかにも「居場所」と「つながり」が必要であるとして、学校図書館などでの支援の取り組みが紹介されています。

イ　課題への取り組みの方向性

子どもは、読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等を養うと共に、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。[1]

読書で培われる力を育むためには、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を提供すると共に、そのための環境作りに

務めることが必要です。 家庭、地域、学校、図書館など、それぞれの場所で十分な読書環境を提供できるよう、公共図書館が学校図書館や地域の施設と、相互貸借やボランティア活動などで連携・協力するとともに、保育園や幼稚園、保健センター、市立病院、地域文庫、放課後児童クラブなど、様々な施設・団体等と連携を取って、乳幼児から児童生徒までの本との出会いの場を増やすことで、読書活動の推進が図られると考えます。

子どもの“不読率”に関しては、文部科学省が行った「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」によれば、読書をしていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書への関心が薄れ、本から遠ざかっている者に大別され、このため、子どもの発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期から発達段階を考慮した取り組みが必要であること、また、前出の文科省の調査研究によれば、高校生の時期は友人等同世代の者からの影響を受けやすい傾向があることから、この時期の読書離れを防ぐ方策として、子ども同士で働き掛けを行うような取り組みが有効であると考えられます。[1]

これら国・県の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第３次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の施策方針を踏まえつつ、甲府市の「第２次推進計画」の中で明らかになった課題に対して、個々の事情に即した実効的或いは継続的な取り組みを行います。

また、前出の“若者の「居場所」と「つながり」”については、身近にある学校図書館や公共図書館、或いは地域の児童館などの公共施設が、本を介して家庭や学校に次ぐ「居場所」となり、そこでの司書や地域住民などとの「つながり」が創出できれば、子どもと若者の孤立への予防的支援になると考えます。

(2) 実施目標

【目　標】
①家庭・地域・学校等と連携した子どもの読書活動推進
②子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実
③子どもの読書活動推進のための普及・啓発

【体　系】
○「家庭」における子どもの読書活動の推進
○「地域」における子どもの読書活動の推進
○「学校等」における子どもの読書活動の推進
○「市立図書館」における子どもの読書活動の推進

①家庭・地域・学校等と連携した子どもの読書活動推進

子どもが本の世界や読書の楽しさを知り、生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、家庭を中心とした地域全体における取り組みが必要とされます。家庭、地域、学校、図書館が、その担うべき役割を明確にし、連携して役割を果たすような取り組みを推進していくことが大切です。[2]

また、子どもの読書活動はその成長と発達の段階により、適する資料や活動の範囲も違ってくることを踏まえ、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深められるような機会を提供します。

②子どもの読書活動を推進するための環境整備・充実

子どもがあらゆる機会と場所において、自ら読書活動に親しみ、進んで読書習慣を身につけていけるような環境を積極的に整えることが大切です。[2]

図書館や公民館図書室に来ることが難しい子どもたちのため、移動図書館「なでしこ号」の運行や団体貸出などの巡回サービスと、障がいなど特別な配慮の必要な子どもへの対応の充実など、全ての子どもたちが夢や希望を実現していくための場としての図書館、学校図書館、公民館図書室などの環境整備・充実が、ますます求められています。

③子どもの読書活動推進のための普及・啓発

子どもたちが自ら読書に親しめるような環境を作るためには、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動に対する理解と関心を持つことが大切です。そして、子どもの読書活動の意義や重要性等について、さまざまな機会を通じて大人の理解が深まるような普及・啓発活動が求められます。[2]

また、同世代のつながりを活かし、子どもたち同士がゲーム感覚で本を紹介したり批評したりする中で、本との出合いや理解を深めるような取り組みを企画したり、図書館や学校での展示等を通じて読書への関心を高め、読書の幅を広げる取り組みを継続して行います。

(3)　計画の期間

第３次推進計画の期間は、２０１９年度から２０２３年度までの概ね５年間とします。

(4)　計画の検証と修正

本計画については、毎年度、「子どもの読書活動推進協議会」において各実施状況の報告を行い、検証と必要な修正を行うものとします。

４　子どもの読書活動推進のための具体的方策

(1)「家庭」における子どもの読書活動の推進

【役割】

子どもにとっての“読書”は、言葉の獲得から文字の習得、感性と理性を身に付ける助けとなり、また、思考力や判断力など知性の働きと相俟って、価値観の形成と個性を醸成し、人間味のある子どもに育てる役目を担っています。こうした、子どもの成長にとって重要な読書を習慣とするためには、日常生活を通じて読書を生活の中に位置づけ、継続して行うことが望ましく、子どもの最も身近な存在である保護者が、配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

このためには、家庭において読み聞かせをしたり一緒に図書館に出かけたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作ることを始めとして、テレビやスマホを見ない時間を設けて、一定時間を読書に充てるなど、読書に対する興味や関心を引き出す働きかけができるよう、読書の習慣付けに対して保護者が理解を深める必要があります。

また、学校・図書館・保健センター等の公共機関・民間団体等、様々な機関が連携協力して必要な支援を行うことが重要であり、保護者を対象とした講座や読み聞かせ会の開催、お薦め本を掲載したリストの作成や、お薦め本の貸出など、家庭における読書に関する情報提供と読書活動の参考となるような取り組みが求められます。

【具体的な取り組み】

読書習慣の重要性の理解

- ✧ ブックスタート事業は、保護者が絵本を通じて子どもと向き合い、コミュニケーションを深めるきっかけづくりであるとの趣旨を理解し、言葉を獲得することから始まる子どもの読書活動に切れ目無く繋がるよう、事業の普及・啓発に努めます。
- ✧ 子どもの読書習慣の形成のため、家庭での読み聞かせや読書の時間を持つことの大切さについて、保護者の理解の促進を図ります。
- ✧ 図書館や保健センター等が主体となり、子どもと保護者が読み聞かせなどを共に体験できる事業を行い、子どもと本との出会いの機会を設けます。

家庭での読書活動の支援

- ✧ 読み聞かせ会などの機会を捉え、絵本などの読み聞かせ方、読み聞かせに適した本の紹介などを通して、家庭での読書活動を支援します。
- ✧ 家庭における読書活動に役立つ読み聞かせ会や関連するイベントの情報等を、様々な方法で積極的に提供します。
- ✧ 発達段階に応じて子どもに読んで貰いたいお薦め本のリストや、県内司書が選ぶ「こどもにすすめたい本」の情報などを提供し、子どもの自主的な本選びを支援します。

【関連事業】

－読書に関する情報提供、参考となるような取り組み

- ブックスタート事業（市民課／図書館）
- パパママクラスでの読み聞かせ及びブックスタートの紹介（保健センター／司書）
- 絵本の団体貸出（保健センター／図書館）

－生活の中への位置づけ、傍らに本がある環境づくり－

- 乳幼児対象読み聞かせの実施（健康談話室／ボランティア）
- ちびちびひろばでの読み聞かせや手遊びの実践（図書館／ボランティア）
- ３歳児健診での読み聞かせ実施（保健センター／ボランティア）

ちびちびひろばでの読み聞かせ

(2)「地域」における子どもの読書活動の推進

【役割】

学校が休みの日や学校が終わった後に、子どもが過ごす“地域”には、児童館や公民館、放課後児童クラブ、放課後子供教室など、子どもや保護者にとって身近な「居場所」が準備されています。これらの施設には、図書室やそれに相当するスペースが設けられており、地域における子どもの読書活動の身近な拠点となっています。

また、子どもが自由に集い、地域の大人の目が行き届く安全な「居場所」が改めて注目される中、これら地域の施設も、市立図書館や社会福祉関係部署等と連携し、保護者やボランティア等と協働して、子どもと本を結びつける様々な活動を通じ、家庭や学校に次ぐ「居場所」となることが期待されます。そこでボランティアが果たす役割は大きく、子どもにとっての絵本などの意義を理解し、子どもの成長に応じた選書や読み聞かせが行えるような、専門的な知識を備えたボランティアの育成を図っていきます。

【具体的な取り組み】

図書館や地域の関係機関との連携

- ✧ 施設職員による読み聞かせや市立図書館司書によるおはなしキャラバンなど、子どもと読書を結びつける活動を実施します。
- ✧ 市立図書館とのネットワークにより、身近な公民館図書室に居ながら、本館の豊富な蔵書を提供するとともに、各施設の図書室・図書コーナー等の資料の充実を図ります。
- ✧ 市立図書館から公民館への定期的な司書の派遣を行い、お薦め本の展示やブックリストの提供などにより、子どもと地域の人々の読書活動を支援します。
- ✧ 市立図書館と連携し、なでしこ号を運行しての図書資料の貸出や、放課後児童クラブなどへの団体貸出を行います。

ボランティア活動の促進

- ✧ ボランティアと連携した読み聞かせやおはなし会など、子どもが読書に親しめる機会を提供する活動を支援します。
- ✧ 市立図書館等と連携し、子どもの読書活動を推進するボランティアのスキルを高める研修会等を実施します。

【関連事業】

－身近な居場所の提供、子どもと本を結びつける取り組み－

- どきどきタイムなど絵本の読み聞かせ（幼児教育センター／職員）
- おはなしキャラバン（公民館／図書館）
- 近隣幼稚園・保育園の団体利用受け入れ（公民館図書室）
- 団体貸出による図書の貸出（幼児教育センター・放課後児童クラブ／図書館）
- なでしこ号による図書の貸出（放課後児童クラブ／図書館）

－ボランティアとの連携による読書機会の提供、人材育成－

- 地域ボランティアによる読み聞かせの実施（幼児教育センター／ボランティア）
- 地域ボランティアのスキルアップを図るための研修会開催（図書館）

移動図書館「なでしこ号」

(3)「学校等」における子どもの読書活動の推進

【役割】

幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の機関は、子どもたちが一日の大半を過ごす場であり、また、教育が行われることから、子どもの読書活動に大きな影響を与えます。このため、家庭・地域・諸機関と連携しながら、読書活動の基礎を培う場として、積極的に子どもの読書活動を推進していく必要があります。

幼稚園・保育所等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。また、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く認知させることが求められます。

そして学校は、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。「学校教育法」及び「学習指導要領」は、子どもを読書に親しませ、国語を使用する基礎的な能力を養い、学校図書館を活用する中で、児童生徒の自発的な読書活動を充実するよう定めていることから、子どもが自由に本を手に取り、読書の幅を広げていくとこができる環境を整備し、発達段階に応じた適切な支援をしていくことが求められています。

また、学校図書館は「学校図書館ガイドライン」において、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」として、児童生徒のアクティブラーニングや探求学習を支援する「学習センター」として、そして児童生徒の情報活用能力を育成する「情報センター」としての機能を備え、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。

更に、児童生徒が手に取った本から情報を探す術を知り、その情報を吟味したり考察できる情報リテラシーを身につけ、更にそのプロセスから自分の意見として表現することができるような、自ら学ぶ（探す、読む、考える、整理する、表現するなど）手法を知るための支援ができるような学校図書館の活用も考えていきます。

【具体的な取り組み】

読書習慣の形成、読書機会の確保

- ✧ 子どもの発達段階やカリキュラムの進度に応じて、本に触れる機会を十分確保できるよう支援します。
- ✧ さまざまな機会を利用して、保護者に対して読み聞かせの大切さや読書活動の意義についての理解を図ります。
- ✧ 読み聞かせ用図書など、子どもの読書活動推進のために必要な資料を団体貸出等により提供します。また、子どもに“読ませたい本”だけでなく、子どもが“読みたい本”も可能な範囲で検討・提供します。
- ✧ ブックトーク、アニマシオンほか、子ども同士が自主的に楽しみながら読書習慣を身に付けられる活動を支援します。

学習指導要領等を踏まえた活動推進

✧ 学校一斉読書（朝読など）や、読み聞かせなどの読書活動が促進されるよう、推薦図書等の紹介等を行います。

✧ 学習指導要領に示された“言語能力”の育成を図るため、教科を通じての言語活動のほか、学校図書館を活用する中での児童生徒の自主的な読書活動の充実に努めます。

学校図書館の充実

✧ 学校図書館機能の充実を図り、多様な図書資料を活用した授業に取り組めるよう資料整備を支援します。

✧ 児童生徒の情報リテラシーの向上を図り、自ら学ぶ力の醸成を支援します。

✧ 司書教諭、学校司書及び教職員が、子どもと本を結びつける様々な理論と実践を学べるような、研修を実施します。

【関連事業】

－保護者の理解による習慣化、発達段階に応じた支援－

- 親子ふれあい参観等での絵本の活用（各保育所）
- 保護者への図書の貸出（各保育所、小中学校図書室）
- 絵本、司書のお薦め本の団体貸出（各保育所、小中学校／図書館）

－学校全体での取り組み、自主的な読書の支援－

- 近隣の公民館図書室訪問（中央保育所／子育て支援センター／公民館）
- 図書館見学や図書館での職場体験の実施（幼稚園・保育所・小中学校／図書館）
- 家読本リストの作成と啓発活動（小中学校／図書館）
- 老人ホーム等を訪問しての読み聞かせ活動（中学校）

－図書館機能の充実、情報センターとして－

- 園便り、図書館だよりの発行（保育所、小中学校図書室）
- 学校間の相互貸借や図書館ネットワークによる図書資料の充実（小中学校図書室）
- 展示の工夫など図書館環境の充実（小中学校図書室）
- 読書週間・月間、読書集会など学校独自の取り組み（小中学校図書室）
- 授業や修学旅行など調べ学習への支援（小中学校）
- 司書教諭、学校司書等の理解を深める研修会の実施（小中学校／図書館）

(4)市立図書館における子どもの読書活動の推進

【役割】

子どもにとって図書館は、沢山の本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について、司書などに相談することができる場所です。

また、図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会やおはなし会、講座、展示会などを実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。子どもの読書活動を推進していくためには、子どもの成長や発達等に応じて本と出合う機会が得られるよう、図書資料の整備・充実を図ることが重要です。

また、地域社会全体で子どもの読書活動を推進する諸活動が行われること、或いは子どもや若者の孤立化を防ぐ「居場所」や人との「つながり」を、図書館サービスを通じて創出する施設として、学校や公民館、児童館等の関係機関及びボランティア等の民間団体、地域住民と協働し、積極的に支援する必要があります。

さらに、子どもは成長に伴って他の活動への関心が高まり、相対的に読書への関心度合いが低くなるという傾向が見られることから、ストーリーテリングやアニマシオン、ビブリオバトルといった活動や、子ども司書、読書コンシェルジュの任命など、子どもが継続して読書への関心を持ち、高められるような取り組みが必要です。

そして、子ども読書の日（4月23日）を中心とした子ども読書週間、文字・活字文化の日(10月27日)を中心とした読書週間など、全国的な読書の普及啓発活動への参画に加え、独自の取り組みによる読書活動の普及・啓発に努めます。

【具体的な取り組み】

図書資料の整備、充実

- ✧ 子どもの成長や発達段階に応じた絵本や図書など、子どもの本を積極的に収集・提供します。
- ✧ 子どもの本との出合いを支援するため、発達段階に応じたブックリストや読書案内パンフレットを作成・配布します。
- ✧ 中高生世代の読書活動推進のため、ヤングアダルトサービスと呼ばれる、中高生向けの図書資料の収集と展示コーナーの充実に努めます。
- ✧ 県内又は全国の図書館ネットワークを活用し、充実した図書資料の確保に努めます。

関係団体への支援と協働

- ✧ 保育所、小中学校、児童館、保健センターなどの関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進できるよう、なでしこ号の運行（おはなしキャラバン）や団体貸出を行います。
- ✧ 子どもの読書活動を支援するために必要な知識・技術等を有するボランティアの確保と養成に努めます。

読書への関心を高める取り組み

✧ 子どもが読書に親しむ機会を提供する為、子どもの本の貸出の他に、読み聞かせやおはなし会、おはなしキャラバン等でのストーリーテリング、ブックトーク、子どもに薦めたい本の展示、保護者を対象とした読み聞かせやお薦め本の紹介などを行います。

✧ これまでに培ってきた読書習慣を維持・継続できるよう、学齢と子どもの興味関心に合わせた本の提供ができるようなサービスを研究し実践します。

普及啓発活動

✧ ブックスタート事業や子育て支援事業等と連携・協力しながら、保護者に読書の大切さを伝える普及・啓発事業を行います。

✧ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を通して、読書への関心が高まり積極的に読書活動を行う意欲が促進されるような事業を行います。

✧ 子どもの読書活動に役立つさまざまな情報や推薦図書等を、ホームページ、館内展示等を通じて積極的に提供します。

【関連事業】

－身近な読書環境の整備、発達段階に応じた読書支援－

- 県が選定する「こどもにすすめたい本」の整備（図書館）
- 中高生向けヤングアダルトコーナーの充実（図書館）
- 児童室での司書お薦め本及び課題図書の展示・貸出（図書館）
- 山梨県公共図書館協会（県ネット）の活用（図書館）

－学校、地域の関係施設、ボランティア等との協働－

- 定期的な読み聞かせ・おはなし会の開催（ボランティア／図書館）
- おはなしキャラバンの催行（保育園・小学校・公民館等／再掲）
- 地域ボランティアのスキルアップを図るための研修会開催（再掲）
- 団体貸出による図書の貸出（幼児教育センター・放課後児童クラブほか／再掲）
- なでしこ号の運行による図書の貸出（放課後児童クラブほか／再掲）
- 絵本、司書のお薦め本等の団体貸出（各保育所、小中学校、保健センターほか／再掲）
- 家読本リストの作成と啓発活動（小中学校／再掲）

－読書の楽しさを知る場所、体験できる場所として－

- 「ちびちびひろば」での読み聞かせ・手遊びの実践（ボランティア／再掲）
- 図書館まつり、クリスマス会の開催（図書館）
- 図書館見学や図書館での職場体験の実施（幼稚園・保育所・小中学校／再掲）

－読書活動推進の中核として－

- ブックスタート事業の推進（市民課／再掲）
- 山梨県公共図書館協会主催の児童奉仕研究部会への参加（図書館）

- ホームページ、Face Book 等を通じての情報発信（図書館）

おはなしキャラバン

－趣意典拠－

１⇒第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成 30 年４月　文部科学省）

２⇒「第３次山梨県子ども読書活動推進実施計画」（平成 29 年３月　山梨県教育委員会）

ー用語解説ー

ブックスタート事業：

赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しいひとときを分かち合うことを応援する事業。

1992 年イギリス発祥。日本では 2000 年の「子ども読書年」から試験的に導入され広まった。

読み聞かせ：

文字の読めない子に対して代わりに声に出して本や文字を読んであげること。

子どもの言葉の獲得、想像力の醸成に役立つ。

おはなし会（ストーリーテリング）

子どもと対面でお話や物語を語ること。（本を読むのではない）

文字を読めない子だけでなく、読むのが苦手な子を物語の世界に誘う。

ブックトーク：

テーマを設定して複数の本を口頭で紹介すること。

本に対する興味を持たせ、読むのが苦手な子に読むきっかけを与える。

本を読んでいる子には、違った分野の本に読書の領域を広げる。

アニマシオン：

タイトルを伏せて本を読んで、子どもにタイトルを考えさせるなど、様々なパターンの仕掛けを通じて子どもにいろいろ考えさせるような、子どもと本を結びつける活動。

ＹＡ（ヤングアダルト）サービス：

児童ではないが大人でもない、12 歳から 18 歳までの中高生を対象として公共図書館が行うサービスのこと。

この世代の個人的関心、学習課題、娯楽などに関する図書や AV 資料の収集・提供などが中心となる。

団体貸出：

甲府市立図書館が、学校・保育所・児童館などに、対象となる子どもの年齢に合わせた本を選び、２か月間程度貸し出しをするサービス。

貸出冊数は対象施設の規模により５０冊～300 冊位と幅がある。

ちびちびひろば：（0～3歳児）

甲府市立図書館が、絵本の読み聞かせや、おはなし・わらべうた・手遊びなどを通して、発達段階の子ども（赤ちゃん）が言葉を獲得するための、親からの語り掛けなどを学んでもらう活動。

２歳からの絵本クラブ：

甲府市立図書館が、ちびちびひろばと同様に、絵本の読み聞かせや、おはなし・手遊びなどを通して言葉の獲得から文字の習得を目指す活動。ちびちびひろばより対象年齢が若干高い（２～３歳以上）

おはなしキャラバン：

甲府市立図書館の司書が小学校などに出向き、アニマシオンやブックトークを行い、児童・生徒の読書への関心を高め、本の内容をより深く考えさせる取り組み。

なでしこ号：

甲府市立図書館が運行する移動図書館。

約 3,000 冊の本を積載して市内 33 か所のステーションを訪問し、本の貸出をする。

パパママクラス：

甲府市が、妊娠 12 週以降の妊婦とその家族を対象に、出産までに必要な栄養管理や母乳育児などを勉強する教室。

ビブリオバトル：

京都大学から始まった読書会・勉強会が転じた“書評合戦”。

参加者が面白いと思った本を持ち寄って短時間でプレゼンし、一番読みたくなった本を決めるイベント。

公共図書館が主催し、中高生に参加してもらう企画が各地に広まっている。

レファレンスサービス：

利用者が学習・研究をするために必要な資料や情報を効率的に利用できるよう、相談に応じるサービスのこと。

利用者指導（教育）：

図書館の利用者に対して行われる、図書館の利用法（検索用パソコンの使い方など）や、資料の活用方法などを習得させるための活動。

学校においては、学校司書が児童・生徒に対して行う教育的な指導のこと。

情報リテラシー：

情報機器や IT テクノロジーを活用して、情報やデータを収集・管理・活用する能力のこと。

IT 技術が普及した現在では、膨大な情報の中から如何に必要な情報だけを収集・整理し、組み換えたりして活用できるかがが問われている。

アクティブラーニング：

教師が一方的に教授するのではなく、児童・生徒や学生が自ら調査したりディスカッションしたり体験したりという能動的な学習を目指す授業のこと。

朝読（あさどく）：

小・中・高校で、始業前の 10 分程度を利用して行う朝の読書活動。

読書習慣をつけることを目的としたもので、教材ではなく各自で用意した本を読む。

家読（うちどく）：

家庭内での読書活動。親子で同じ本を読んだり、それぞれが読んだ本の感想を話し合うなどの活動を通して、読書習慣をつけると共に、家族間のコミュニケーションを図るもの。

子ども司書：

本に親しみ、本を活用する楽しさを知る子どもに、司書としてノウハウを習得させ、学校や家庭で読書の素晴らしさや大切さを伝えるリーダーとなってもらう制度。

読書コンシェルジュ

中高生などで読書活動を推進するリーダーのこと。

おすすめ本の紹介、読書をテーマにした企画など、読書の楽しさや意義を同世代に伝える活動をする。

第３次甲府市子どもの読書活動推進計画－施策の体系

参　考　資　料

１　子どもの読書活動の推進に関する法律

２　甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

３　甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成20年3月31日

教委第1号

（目的）

第1　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、甲府市における子どもの読書活動の指針となる甲府市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2　策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

（組織）

第3　策定委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4　策定委員会には委員長及び副委員長1名を置く。

2　委員長は図書館協議会の会長をもって充て、副委員長は委員長の指名する委員とする。

3　委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5　策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

（解散）

第6　策定委員会は、推進計画が策定されたときをもって解散する。

（庶務）

第7　策定委員会の庶務は、甲府市立図書館が行う。

（委任）

第8　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

図書館協議会会長　図書館ボランティアなでしこの会代表　図書館教育研究会会長　母子保健課母子保健係長　子ども支援課青少年係長　幼児教育センター所長　子ども保育課子ども保育係長　子ども保育課子ども保育所長　学校教育課教育指導係長　小学校司書教諭又は学校司書　中学校司書教諭又は学校司書　学事課学事係長　生涯学習課生涯学習係長　公民館長　図書館長　図書館司書

注　該当する職に複数名いるときは、当該職に係る所属長が指定する者とする。

甲府市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿

	氏　名	所　　属	役　職	備　考
1	三神　弘	甲府市立図書館協議会	会長	委員長
2	内山　由利子	甲府市立図書館ボランティアなでしこの会	会長	
3	勝村　正樹	甲府市図書館教育研究会	会長	
4	三井　雅子	甲府市立千塚小学校	学校司書	
5	實方　優大	甲府市立北西中学校	学校司書	
6	岩谷　景実	子ども未来部母子保健課母子保健係	係長	
7	長澤　和利	子ども未来部子ども支援課青少年係	係長	
8	石川　甚正	子ども未来部子ども支援課北部 幼児教育センター	所長	
9	山田　英智	子ども未来部子ども保育課子ども保育係	係長	
10	西村　淳子	子ども未来部子ども保育課北新保育所	所長	
11	伊藤　宏紀	教育部学校教育課教育指導係	指導主事	
12	堀内　信孝	教育部学事課学事係	係長	
13	林　克己	教育部生涯学習課生涯学習係	課長補佐	
14	中川　隆	教育部生涯学習課東公民館	館長	
15	本田　芳紀	甲府市立図書館	館長	
16	神田　恭子	甲府市立図書館	司書	

甲府市子どもの読書活動推進計画

平成３１年３月発行

甲府市教育部生涯学習室図書館
〒４００－０８６１　甲府市城東一丁目１２番３３号
電話（０５５）２３５－１４２７　FAX（０５５）２２７－６７６６